

## 農業支援サービスポリシー

SNBコーポレーション株式会社(以下『当社』といいます。 ) は、農業支援サービスを次に通りに定めます。発注者は農業支援サービスの利用規約に同意したうえでサービス利用の申し込みを行ってください。当社サービスの申し込みを行った発注者は、本規約に同意したものとみなします。

### 1. 「農薬散布業務」とは

当社が所有するドローンを用い稲作やその他で行う農薬（薬剤）による空中散布の事をさす。

### 2. 「発注者」とは

本規約に同意の上、本サービス利用の発注者である、個人、法人、団体をいいます。

## 第1条【農薬散布契約について】

発注者は当社指定の別紙にて掲載する『農薬散布申し込み書』より手続きを行い氏名、住所、電話番号、その他当社の別途定める事項について、正確かつ最新の情報を申し込み書に記入し申し込みを行うものとします。

発注者と当社は、事前に依頼内容に対し業務報告並びに計画書を収める事でサービス契約成立とします。

## 第2条【農薬（薬剤）散布料金】

### 1) 農薬（薬剤）散布料金

別途定める下記の価格を基準にお客様の要望を確認の上で費用見積もりを作成します。

⇒農薬（薬剤）散布基本料金200円/1アール(1反) +税 注：薬剤含まず

### 2) 待機時間

利用者都合で当日の散布作業が伸びてしまう場合は4,000円/時間。

## 第3条【農薬散布の業務完了証明と散布対象物の保証について】

農薬散布完了の証明ですが、利用者様と契約しました内容（農薬の種類、濃度、散布方法）にて、現場で作業中の写真若しくは動画撮影を行い、画像をもって完了証明とします。また散布が完了後に稲などの散布対象物に不具合が発生した場合は当社では一切責任を負いませんので予めご了承ください。

## 第4条【農薬散布の日程延期料、キャンセル料】

### 1) 日程延期料

お申込み後の発注者の都合で散布日の延期する場合は所定の手数料が発生します。

農薬散布前日に日程を延期した場合 代金の15%

農薬散布当日に日程を延期した場合 代金の30%

※天候や災害等により撮影が出来なくなった場合で代替えの日に空きがある場合は延期料は頂きません。ただし、現地への移動費用が発生後の場合は、交通費、輸送費、宿泊費等の実費を請求します。発注者に発生した交通費、人件費等について当社は負担しません。

### 2) キャンセル料

キャンセル料とは延期ではなく、完全に本業務を中止する事を指します。

農薬散布前日 代金の30%

農薬散布当日 代金の60%

## 第5条【農薬散布事前実施事項】

### 1) 散布場所の許可について

当社は航空局に許可・承認（薬物搬送、物件投下）を貰い農薬（薬剤）散布を行いますが、更に民法、道路交通法等に抵触しないように散布をしなければなりません。

発注者は農薬散布を行う場所や状況に応じ、当該する敷地(土地所有者)、道路管理者（所轄警察所）に許可を取得し、近隣居住者にも農薬散布を行う旨通知（実施日、予備日、散布場所、散布時間帯）を告知する必要がありますが発注者で実施お願い致します。また、高速道路、新幹線等の線路付近や電波障害が起き

やすい高圧電線付近、無線中継局付近は電波障害が懸念される為お断りする場合があります。

2) 天候の影響について（散布実施可否）

ご依頼の日に対し、撮影可否判断は前日の天気予報で確認してから決めさせていただきます。天候が濃霧、雨天、強風（5m/s以上）、降雪時は散布を延期させて頂く事があります。特に夏季は急激な天候の変化で散布が延期になる事もありますので、ご希望日には余裕を持ち予備日の設定をお願いします。

## 第6条【決済方法】

農薬散布料金の決済方法は以下に掲げるとおりです。

1) 銀行振込

当社の指定する口座へお振込みください（振込み手数料は発注者の負担とします）。指定口座は申し込み後に当社から電子メールまたは書面で通知するものとします。

2) 当社の定めるその他の決済方法

当社が定めるその他の決済方法にて決済ください。申し込み後に当社から電子メールまたは書面にて通知するものとします。

## 第7条【支払い請求日、支払い期限】

1) 支払い請求日

当社は利用者に対し、サービス利用料としての対価として見積書に記載された金額を散布実施後速やかに請求します。

2) 支払い期限

業務完了日若しくは当社が請求書を発行してから3週間以内に、発注者は当社が指定した方法で支払う。もし期限までに支払いが出来ない場合は、速やかに当社担当者まで支払予定日を連絡するものとする。

## 第8条【サービス提供の延期/中止】

事前に当社がサービス提供可能と判断した場合でも、当日の気象状況やその他の現場状況により当社がサービス提供不可と判断した場合は業務を延期または中止する場合があります。ドローンの不慮の動作不良、機器の破損、墜落などにより業務を続行できないと当社が判断した場合は業務を延期または中止する場合があります。業務延期、中止により発注者に損害が発生しても当社は責任を負いません。

## 第9条【再委託】

当社は、発注者の本業務の全て、または一部分を第三者に再委託できるものとします。

## 第10条【契約の解除】

1) 発注者及び当社は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた時は催告無しに直ちに契約の全部又は一部を解除できるものとします。尚この場合、相手方は当然に期限の利益を喪失するものとします。

- ・重大な過失又は、背信行為があった場合。
- ・本利用規約に定めている事項に違反した場合、もしくはその恐れがあると当社が判断した場合。
- ・破産もしくは民事再生の手続きの申し立てを受け、または利用者自らがそれを申し立てを行うなど、利用者の信用不安が発生したと当社が判断した場合。
- ・反社会的勢力又はその構成員や関係者と判断した時。

2) 本業務又は成果物が製作途中で完遂していない場合、利用者若しくは当社はその取扱い、対価の額、権利の帰属について別途協議の上定めるものとします。

## 第11条【不可抗力免責】

地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、紛争、暴動、内乱、法令の改定と制定、同業罷免その他紛争行為輸送機器の事故その他不可抗力により当社が本業務の全部又は一部を履行できない場合、当社はその責任を負わないものとします。

## **第12条【損害賠償】**

発注者又は当社は、本業務履行又は解除に関し、相手方より損害を被った場合は、その相手方に対し直接的かつ現実の通常損害賠償請求を行う事ができるものとします。

## **第13条【規約の変更】**

当社は、発注者に事前の通知をする事なく、本規約及び本規約に付随する規定等の全部又は一部を変更する事ができます。

## **第14条【条項等の無効】**

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。

## **第15条【管轄裁判所、準拠法、合意管轄】**

本利用規約の成立、効力発生、解釈にあたっては日本法を準拠法とします。また、当社サービスに起因または関連して当社と発注者との間で生じた紛争については名古屋地方裁判所を名古屋裁判所又は宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

## **第16条【協議事項】**

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

以上。

年 月 日

発注者

印

受注者

印